

がん治療にかかる費用を  
必要なときに、必要なだけ備える保険

なないろ **がん治療保険** きわみ  
 極  
 極めるところなる。  
 ムダなく備え、治療もあきらめない  
 がん治療サポート保険（無解約返戻金型）(2022)



CINNAMOROLL  
 © 2022 SANRIO CO., LTD.  
 APPROVAL NO. L622168  
 シナモロールはなないろ生命のマスコットキャラクターです

# Create the New Solution

— 保険に、新しい選択肢を —

「なないろ生命」は、朝日生命保険相互会社の100%出資の子会社として2021年10月に営業を開始した新しい保険会社です。



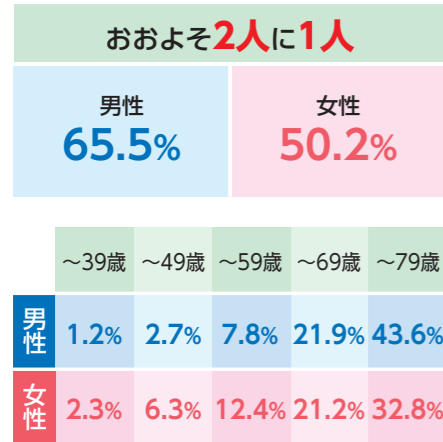
なないろ生命は  
 日本乳がんピンクリボン運動  
 を応援しています。

# なないろがん治療保険 **極** は、がんの治療にかかる費用を **必要なときに、必要なだけ** 保障します!

「がん」は身近な病気です。早期の発見で治る「がん」がある一方で、罹患すると**治療が長引くリスク**や**再発・転移のリスク**があります。

がんは早期発見・治療で生存率が高まります。

■ 一生涯のうちに「がん」と診断されるリスク



※(公財)がん研究振興財団「がんの統計2021」年齢階級別罹患リスク(2017年罹患・死亡データに基づく)全がん

■ 男女別がん検診受診率(40~69歳)

がん検診の普及で、がんの早期発見・治療が可能に

2019年	胃がん※1	肺がん※1	乳がん※2
男性	48.0%	53.4%	—
女性	37.1%	45.6%	47.4%

検診率は約10年間(2007年との比較)で約**1.4倍~2倍**に増加しています。

※1 過去1年間の受診有無 ※2 過去2年間の受診有無  
\* 国立がん研究センターがん対策情報サービス「がん登録・統計」より当社で試算

■ がんの臨床病期I期の5年相対生存率(2011年~2013年診断症例)

2011年 2013年	胃	肺	乳房※
	98.7%	85.6%	100.0%

\*全国がんセンター協議会「全国がんセンター協議会加盟施設の生存率協同調査」※女性の場合

がんは治療が**長引くリスク**があります。

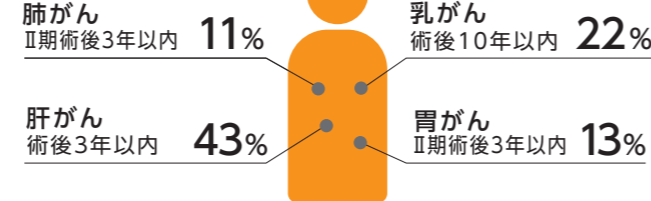
■ がんの平均治療期間



※(株)JMDCの医療報酬明細書データ(2005年~2018年)より当社で試算(検査や診察等のみの通院期間は除く)

がんは**再発・転移のリスク**があります。

■ がんの再発率



※新日本保険新聞社「2020年12月版 こんなにかかる医療費」

がん治療のほとんどは化学療法・放射線治療・手術の**3大治療**です。また治療方法等によっては**費用が高額になるリスク**があります。

がん治療の基本は**3大治療**です。がんの病期(ステージ)に合わせて、3大治療のいずれかを選択するか、または組み合わせで行います。

■ がん患者の方が「今までに受けた治療の割合」(複数回答有)

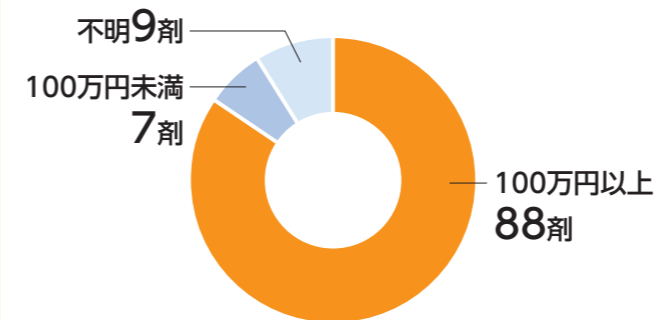


※1 抗がん剤治療・ホルモン療法・分子標的治療等の化学療法による治療 ※2 外科治療、内視鏡・胸腔鏡・腹腔鏡手術を含む  
\*厚生労働省 平成22年度がん対策評価・分析事業「あなたの思いを聞かせてください!がん対策に関するアンケート調査」

がんの治療では、**保険診療の対象外の国内未承認薬や適応外使用**を選択することも可能です。

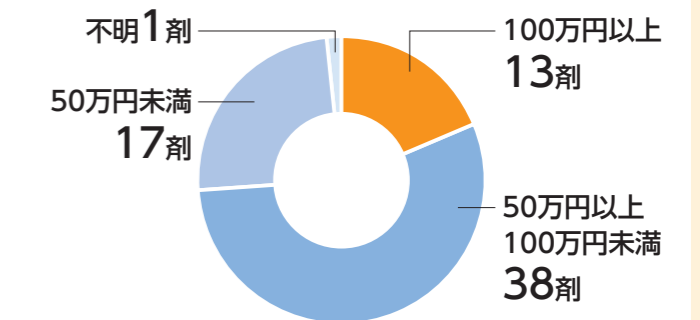
■ 国内未承認の抗がん剤(104剤)

薬剤費が分かっている95剤のうち、88剤は1か月の薬剤費が100万円を超えており、中には1,000万円を超えるものもあります。



■ 適応外使用の抗がん剤(69剤)

適応外使用とは、現在公的医療保険制度の対象になっている抗がん剤をほかの臓器のがん治療に使用する場合をいいます。



※欧米で承認された薬剤が日本で承認されるまでは数か月から数年程度かかるため、未承認薬・適応外薬を使用する治療は「自由診療(全額自己負担)」となり、薬剤費は高額となる可能性があります。

\*国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2021年10月31日時点)」より当社で試算

■ がん治療でかかるその他の費用



## なないろがん治療保険 **極** のPoint

### Point 1 一生涯保障!

がん治療の長期化に備え、**毎月の治療費を月額給付**で一生涯の保障をご準備いただけます。  
**保険料払込免除**で経済的負担も軽減され、治療に専念いただけます(がん保険料払込免除特則を適用した場合)。

### Point 2 合理的な保障!

1か月にかった治療費を保障する「**診療報酬点数連動型**」の保険です。高額となりがちな自由診療抗がん剤治療も保障します。また、保障ニーズに合わせたタイプ(1型・2型)や支払限度額を選択することで、合理的な保障をご準備いただけます。

### Point 3 がんの特化した手厚いオプション保障!

あらゆる治療費等に使える**一時金**や、**先進医療・患者申出療養による技術料**や**差額ベッド代**など、各種特約を付加することで手厚く保障をご準備いただけます。  
(がん診断一時金特約、がん先進医療・患者申出療養特約、がん差額ベッド特約を付加した場合)

# 仕組み・保障内容・プラン例

1か月にかかった治療費と見舞金をお受け取りいただける「診療報酬点数連動型」の合理的ながん保険です!

		名称	支払事由等	支払金額等	支払限度等	期間	シンプルプラン	充実プラン	詳細ページ
基本保障(主契約)	1型 2型	<b>がん治療サポート給付金</b> + <b>がん治療見舞金</b> (がん治療サポート保険(無解約返戻金型)(2022))	抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたとき 放射線治療を受けたとき 自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたとき	<b>がん治療サポート給付金</b> がん治療等を受けた月の療養にかかる <b>「診療報酬点数×3円」</b> の金額 + 自由診療抗がん剤治療を受けたときは <b>「1か月間の支払限度額×2」</b> の金額	<b>がん治療サポート給付金</b> 1か月間の支払限度額 <b>10万円・20万円・30万円</b> から選択 通算： <b>4,000万円</b> (自由診療抗がん剤治療は通算24回限度)	一生 涯 保 障	<b>1型</b> 1か月間の支払限度額 <b>10万円</b> を選択 (がん治療見舞金 5,000円)	<b>1型</b> 1か月間の支払限度額 <b>20万円</b> を選択 (がん治療見舞金 10,000円)	<b>2型</b> 1か月間の支払限度額 <b>10万円</b> を選択 (がん治療見舞金 5,000円)
			手術を受けたとき	<b>がん治療見舞金</b> がん治療サポート給付金の <b>1か月間の支払限度額の5%相当額</b>	<b>がん治療見舞金</b> 月1回限度				
			入院したとき	同一の月内における自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療に対するがん治療サポート給付金とその他のがん治療等には、それぞれお支払いします。 がんの再発予防の治療も対象です。					
			緩和ケアを受けたとき						
			緩和ケア +						
オプション(特約・特則)	組み合わせ自在	<b>がん診断一時金</b> (がん診断一時金特約) + <b>がん先進医療・患者申出療養給付金</b> (がん先進医療・患者申出療養特約) + <b>がん先進医療・患者申出療養見舞金</b> (がん先進医療・患者申出療養特約) + <b>がん差額ベッド給付金</b> (がん差額ベッド特約)	がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき	<b>20万円～500万円</b> (10万円単位)	<b>無制限</b> (1年に1回を限度)	50万円 50万円 100万円	適用 適用 付加 付加	適用 適用 付加 付加	9ページ 9ページ 10ページ 9ページ
			がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき	以後の保険料の払込みは不要となります					
			がん(上皮内がんを含む)により、所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき	がんによる先進医療または患者申出療養にかかる技術料と同額 通算： <b>2,000万円</b>	がん先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額 通算： <b>200万円</b>				
			がん(上皮内がんを含む)により、差額ベッド代が発生する入院をしたとき	がんによる差額ベッド代と同額	入院1日当たりの限度額 <b>1万円・3万円</b> から選択 (日数無制限)				

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19～22ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

仕組み・保障内容・プラン例

基本保障の詳細

選べる保障の詳細

知っておきたいQ&A

保険料表

ご留意いただきたい事項

5ページ

9ページ

9ページ

10ページ

9ページ

## がん治療サポート保険(無解約返戻金型)(2022) 契約年齢:0歳~80歳

がん治療の保障ニーズに合わせたタイプ(1型・2型)をお選びいただけます!

1型は抗がん剤治療と放射線治療に特化したシンプルなプランです!

型	給付金等	支払事由	支払金額
1型	がん治療サポート給付金	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき 「抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」 「放射線治療」	がん治療を受けた日の属する月の療養にかかる 診療報酬点数×3円の金額 <1か月間の支払限度額> 10万円・20万円・30万円から選択
		がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として、以下の治療を受けたとき 「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」	がん治療を受けた日の属する月の療養にかかる 1か月間の支払限度額×2の金額
	がん治療見舞金	がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けたとき(月1回限り)	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5%相当額

2型はがんの治療等に幅広く備えられるより充実したプランです!

型	給付金等	支払事由	支払金額
2型	がん治療サポート給付金	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき 「抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」 「放射線治療」 「手術」 「入院」	がん治療、またはがん緩和ケアを受けた日の属する月の療養にかかる 診療報酬点数×3円の金額 <1か月間の支払限度額> 10万円・20万円・30万円から選択
		がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として、以下の治療を受けたとき 「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」	がん治療を受けた日の属する月の療養にかかる 1か月間の支払限度額×2の金額
	がん治療見舞金	がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けたとき(月1回限り)	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5%相当額



「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」の対象は右のとおりです。

- ① 先進医療の対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療
- ② 患者申出療養の対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療
- ③ 欧米で承認されている所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療

POINT

1か月にかけた治療費(公的医療保険制度の自己負担割合<3割負担>相当額)を、毎月、がん治療サポート給付金としてお受け取りいただけます。また、自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けた月はさらにがん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の2倍をお受け取りいただけます。

※公的医療保険制度の自己負担割合が2割、1割の方も「診療報酬点数×3円」をお受け取りいただけます。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19~22ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

“なないろがん治療保険極”なら月々変動するがん治療にかかる医療費を必要なだけしっかりお受け取りいただけます!

### がん治療例と受取例

がん治療サポート保険(2型)・1か月間の支払限度額:10万円、がん診断一時金特約:一時金額100万円でご加入の場合

月	治療内容	自己負担額				お受取額
		0円	10万円	20万円	30万円	
1月	診断確定 健康診断で指摘があり精密検査をしたところ大腸がんと診断確定。	6万円				がん診断一時金 100万円
2月	入院・手術 腫瘍摘出手術を行うため、入院をした。	87,430円 (高額療養費制度適用前:30万円)				10万円 + 見舞金(5,000円)
3月	入院 前月の手術後、3月目も継続して入院した。	83,430円 (高額療養費制度適用前:18万円)				10万円 + 見舞金(5,000円)
4月	抗がん剤治療 術後の3週間に1度の薬物療法。	4万円				4万円 + 見舞金(5,000円)
5月	抗がん剤治療 術後の3週間に1度の薬物療法。	6万円				6万円 + 見舞金(5,000円)
6月	抗がん剤治療 術後の3週間に1度の薬物療法。	4万円				4万円 + 見舞金(5,000円)
7月	抗がん剤治療 術後の3週間に1度の薬物療法。	6万円				6万円 + 見舞金(5,000円)

ご契約時に選択いただいた「1か月間の支払限度額」を限度としてお受け取りいただけます。上記のほか、自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたときは、1か月当たり「1か月間の支払限度額×2」の金額をお受け取りいただけます。

※自己負担額は高額療養費制度(69歳以下で年収の概算が370万円以上770万円未満に該当する場合)を適用後の金額。

差額ベッド代や食代、先進医療の費用など健康保険適用外は除く。

※上記の受取例は治療経過を一部抜粋した一例であり、実際の病状や経過等により治療内容や費用は変わります。

### 自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療の支払対象について

「がん治療サポート給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となる欧米で承認された薬剤とはどのようなものでしょうか。

欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)で承認されているものの、日本では未承認・適応外使用※(保険診療対象外)となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)のことです。この抗がん剤(ホルモン剤を含む)による治療は「がん治療サポート給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となります。

		日本	
		承認範囲内	承認範囲外
欧米	承認範囲内	がん治療サポート給付金 支払対象 (診療報酬点数 ×3円の金額)	支払対象 (1か月間の 支払限度額×2)
	承認範囲外	支払対象 (診療報酬点数 ×3円の金額)	支払対象外

※現在公的医療保険制度の対象となっているがんの種類ごとに承認された薬剤を他の臓器のがん治療に使用することです。適応外使用であっても、その薬剤が欧米で適応症の範囲内として承認を受けている場合は、がん治療サポート給付金の支払対象となります。

## ■領収証による「がん治療サポート給付金」のお支払い額の確認方法

病院、診療所または薬局が発行する領収証に内訳が記載された診療報酬点数をもとに、「がん治療サポート給付金額」を確認できます。

お支払い額は次のとおりです。

## 治療または緩和ケアを受けた日の属する月の療養にかかる 診療報酬点数 × 3円

〈療養の場合の領収証見本〉 ※領収証見本は一例です。書式や記載内容が異なることがあります。

領収証 (医科診療報酬の例)	
患者番号 98765	氏名 〇〇 〇〇 様
請求期間 (入院の場合) 年月日 ~ 年月日	
診療科 〇〇科 外来	発行日 年月日
費用区分 3割	負担割合 本人
初・再診料 288点	入院料等 610点
注 射 1,942点	医学管理等 点
保 険 病理解剖 点	在宅医療 点
検査 点	検査 点
画像診断 点	検査 点
投 薬 28,273点	検査 点
評価療養・適定療養 円	生活療養 円
その他 円	生活療養 円
合計 330,490円	保 険 円
負担額 99,147円	保 険 円
領収額 99,147円	保 険 円

① 公的医療保険制度の自己負担割合

② 診療報酬点数 合計 33,049点

③ 医療費 (診療報酬点数×10円)

④ 医療費の自己負担額 (③医療費×①自己負担割合) <高額療養費制度適用前>  
※高額療養費制度適用後の自己負担額は、80,735円となります。

入院中の食事・生活費 (保険外負担) 差額ベッド代等 (保険外負担)

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇病院 領収印

・上記の赤色の太枠内の点数 (②) が「療養にかかる診療報酬点数」です (食事療養費、生活療養費、保険外負担は含まれません)。

この例の具体的な「がん治療サポート給付金」のお支払い額は次のとおりとなります。

**②33,049点×3円=99,147円**

- ・高額療養費制度による自己負担額は高額療養費制度 (69歳以下で年収の概算が370万円以上770万円未満に該当する場合) を適用後の金額。差額ベッド代や食事代、先進医療の費用など健康保険適用外は除く。
- ・高額療養費の支給がある場合、領収証の負担額欄には支給額を差し引いた金額が表示されることがありますが、がん治療サポート給付金は、高額療養費の支給の有無にかかわらず、診療報酬点数に応じた金額をお支払いします。

## ご参考

### 〈1か月間の支払限度額の目安〉

公的医療保険制度 (高額療養費制度) による自己負担の上限額に合わせて、「1か月間の支払限度額」を選択することができます。

公的医療保険制度の医療費の自己負担割合は所得や年齢により1~3割となりますが、次の高額療養費制度の上限額を超えた場合には、その超えた金額が支給されるため、高額療養費制度の上限額を目安に「がん治療サポート給付金の「1か月間の支払限度額」」を選択することで合理的な保障をご準備いただけます。

#### ■69歳以下の方の上限額

所得区分	1か月の自己負担の上限額 (世帯ごと※)	おすすめする「1か月間の支払限度額」
年収 約1,160万円~	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	30万円
年収 約770万円~約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	20万円
年収 約370万円~約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	10万円
年収 ~約370万円	57,600円	
住民税非課税者	35,400円	

#### ■70歳以上の方の上限額

所得区分	1か月の自己負担の上限額 (世帯ごと※)		おすすめする「1か月間の支払限度額」
	外来 (個人ごと)		
年収 約1,160万円~	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		30万円
年収 約770万円~約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		20万円
年収 約370万円~約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		10万円
年収 156万円~約370万円	18,000円 (年144,000円)	57,600円	
II住民税非課税者		24,600円	
I住民税非課税者 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	

\*上記は、厚生労働省保険局作成「高額療養費制度を利用される皆さまへ」をもとに当社で作成しています。  
 \*公的医療保険制度に関する記載は、2022年3月現在の制度に基づき、制度の一部を抜粋して記載しています。  
 \*過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上記より上限額が下がります。  
 ※「世帯ごと」とは同じ健康保険制度に加入している家族間のことをいいます。

### ■「がん緩和ケア」とは

がん治療における「緩和ケア」は、がんにとまなう痛みなどを和らげることです。「痛みの緩和」というと、以前は「終末期の医療」というイメージがありました。しかし、現在では、早い段階から医療用麻薬などを使用した「緩和ケア」を取り入れ、身体的・精神的痛みを取り除きながらがんの治療をしていく考え方が重視されており、治療の初期から「緩和ケア」を取り入れる傾向が強くなっています。

〈従来〉終末期のみに緩和ケアを実施



〈現在〉治療の初期の段階から緩和ケアを実施



※厚生労働省「がん対策推進基本計画の概要」に基づき当社作成

**なないろがん治療保険極は…** ▶ **がんで所定の緩和ケアを受ける入院や通院をしたときに給付金を受け取れます!** ※2型の場合

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項 (19~22ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

## がん診断一時金特約

契約年齢：0歳～80歳

使い道は自由。まとまった一時金で備えられます！

- 〈支払事由〉 ..... がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき
- 〈支払金額〉 ..... 〔がん診断一時金額〕  
20万円～500万円(10万円単位)で設定  
※60歳～80歳は300万円を限度とします。

**POINT** がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたときに、**1年に1回を限度に「回数無制限」**でお受け取りいただけます。  
**2回目以降もがんの「診断確定」で一時金をお受け取りいただけます。**

## がん保険料払込免除特則

契約年齢：0歳～80歳

がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき、  
以後の保険料はいただきません！

- 〈保険料払込免除事由〉 ..... がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき

**POINT** がん(上皮内がんを含む)と診断確定された後、**保険料の負担なく、保障が一生続きます。**

## がん差額ベッド特約

契約年齢：0歳～80歳

全額自己負担となる差額ベッド代に備えられます！

- 〈支払事由〉 ..... がん(上皮内がんを含む)により、差額ベッド代が発生する入院をしたとき
- 〈支払金額〉 ..... 〔がん差額ベッド給付金額〕 入院1日当たり 差額ベッド代  
(1日当たりの限度額) 1万円・3万円から選択(日数無制限)

■ご参考データ：差額ベッド代の1日当たりの徴収額(消費税を含む)

	～3,300円	3,300円超	5,500円超	11,000円超	16,500円超	33,000円超	全体の平均額は <b>6,527円</b>
割合	38.6%	22.0%	26.0%	7.9%	4.4%	1.0%	

\*厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第488回)2021年9月15日開催時の資料」

**POINT** がんて入院したときに発生した**全額自己負担となる差額ベッド代をお受け取りいただけます。**

## NEW がん先進医療・患者申出療養特約

契約年齢：0歳～80歳

がんにかかる先進医療や患者申出療養の技術料と同額を保障します！  
さらに、がん先進医療・患者申出療養見舞金で交通費や宿泊費もカバーします！

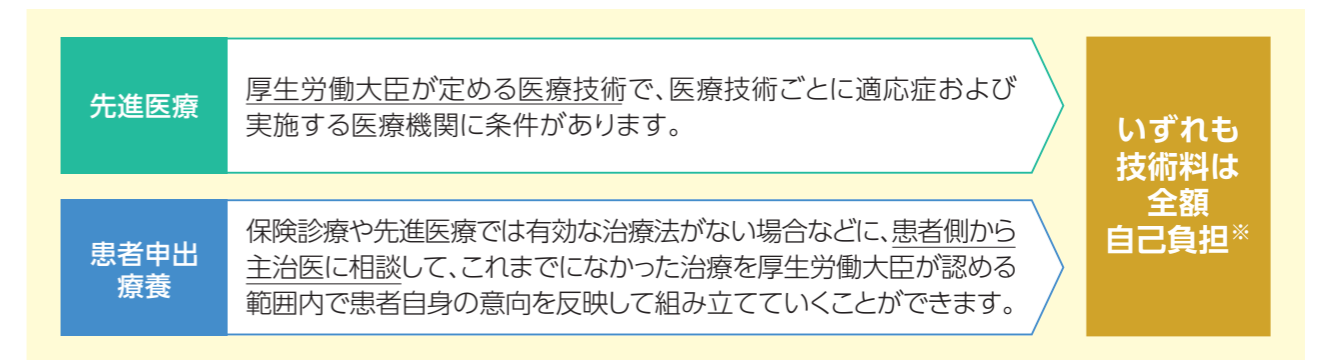
- 〈支払事由〉 ..... がん(上皮内がんを含む)により、所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき
- 〈支払金額〉 ..... 〔がん先進医療・患者申出療養給付金〕  
がんにかかる先進医療・患者申出療養制度の技術料と同額(通算2,000万円限度)  
〔がん先進医療・患者申出療養見舞金〕  
がん先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額(通算200万円限度)

**POINT** がん先進医療・患者申出療養給付金は、全額自己負担となる**先進医療・患者申出療養の技術料(自己負担額)を保障**します。  
さらにはがん先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額をがん先進医療・患者申出療養見舞金としてお受け取りいただけます。

### 「先進医療」と「患者申出療養」はそれぞれどのようなものなのでしょうか。

先進医療、患者申出療養は、ともに将来的に保険診療を検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。

厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。



\*入院基本料などは保険適用(高額療養費制度の対象となり、自己負担額は年齢や所得により異なる)となります。

区分	技術名	適応症	自己負担額(技術料相当額)
先進医療	重粒子線治療	肺・縦隔腫瘍など	約318万円
	陽子線治療	頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍など	約264万円
患者申出療養	経皮的乳がんラジオ波焼灼療法	早期乳がん	約40万円

\*厚生労働省「第105回先進医療会議 令和3年6月30日時点における先進医療AIに係る費用」、「第30回患者申出療養評価会議 令和3年度(令和2年7月1日～令和3年6月30日)の患者申出療養の費用」より当社で試算

\*重粒子線治療や陽子線治療は、適応症によって公的医療保険制度の対象となるものがあります。

## Q1 同じ月に複数の治療に該当した場合、まとめて請求する必要がありますか？

**A** 同じ月に複数の治療を行った場合でも、支払限度の範囲内でお受け取りいただけますので、請求手続きの回数は問いません。  
ただし、がん治療見舞金は月に1回限りのお受け取りとなります。

## Q2 再発予防のために抗がん剤(ホルモン剤を含む)を投与された場合、支払対象になりますか？

**A** 再発予防を目的として抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与や処方を受けた場合でも、がん治療サポート給付金をお受け取りいただけます。  
例えば、乳がんによる乳房切除後に再発予防のためホルモン剤の投与を受けた場合、がん治療サポート給付金をお受け取りいただけます(経口投与の抗がん剤(ホルモン剤)による治療も対象となります)。

## Q3 抗がん剤(ホルモン剤を含む)を複数月分まとめて処方された場合、それぞれの月で給付の対象になりますか？

**A** 同一の月に複数月分の薬剤を処方された場合、投薬期間にかかわらず、その処方された月の診療報酬点数に基づき、がん治療サポート給付金をお受け取りいただけます。また、がん治療見舞金はがん治療サポート給付金をお受け取りいただいた月に1回限りのお受け取りとなります。

## Q4 1型に加入した場合、入院しても支払対象ではありませんが、入院中に抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療をしたとき、支払対象となりますか？

**A** 1型に加入の場合は、がん治療のため抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を行えば、「がん治療サポート給付金」のお支払対象となります。入院の有無は問いません。  
がん治療サポート給付金は、抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を行った同じ月内にかかったすべての診療報酬点数が対象となり、その点数に基づきお支払いします。なお、1か月当たりの支払限度額を超えてお支払いしません。

## Q5 がんで抗がん剤治療中の月に、他の疾病の治療を行いました。がんの治療費の領収証(診療明細)は他の疾病の領収証と分けて提出したほうがいいですか？

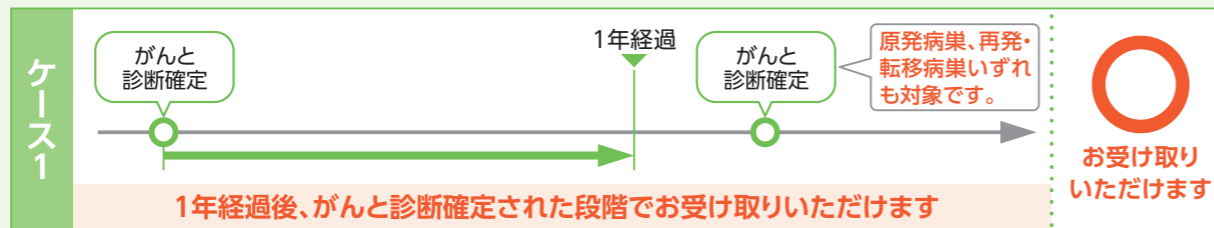
**A** なないろ生命のがん治療サポート保険はがん罹患者のその月の医療費を補うものです。抗がん剤治療を行った月にかかった領収証(診療明細)は、がんの治療にかかった領収証(診療明細)を含めてすべてそのままご提出いただいで結構です。

## Q6 なぜ「がん治療サポート給付金」の支払額は診療報酬点数×3円なのですか？

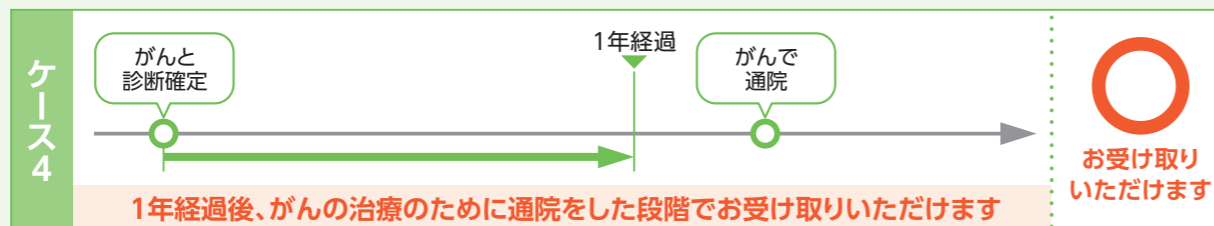
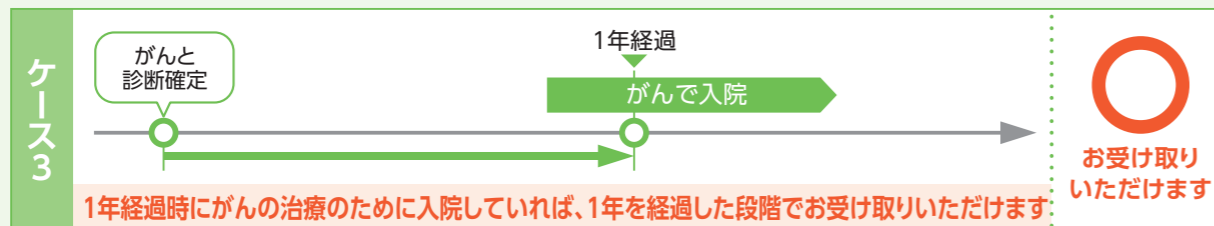
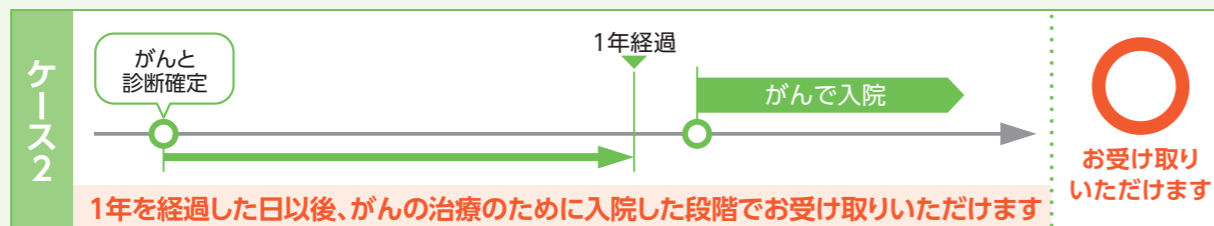
**A** がん治療サポート給付金月額を、公的医療保険制度自己負担割合の上限の3割とすることで、一律で分かりやすい保障としました。  
そのため、自己負担割合にかかわらず、「診療報酬点数×3円」をお受け取りいただけます。ただし、1か月間の支払限度額(10万円・20万円・30万円)を選択いただき、その金額を限度とします。  
なお、公的医療保険制度の医療費の総額は「診療報酬点数×10円」で算出されます。

## Q7 「がん診断一時金」の、支払限度が「1年に1回」とはどういうことですか？

**A** 前回のお支払事由該当日から1年経過後、がんと診断確定された段階で、入院・手術等の有無を問わず、お受け取りいただけます。

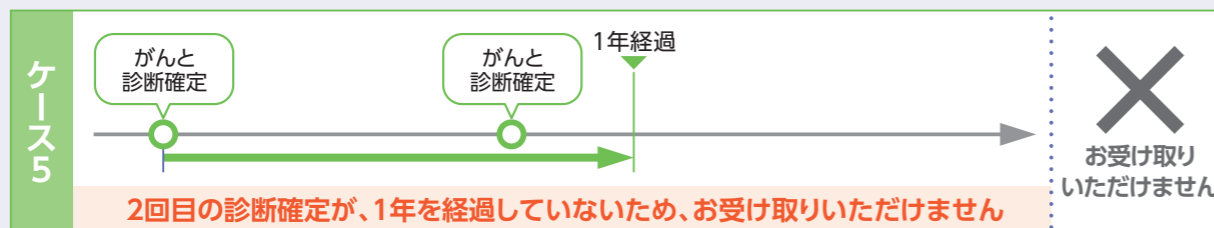


次のようなケースも、前回のお支払事由該当日から1年経過後、がんの治療のために入院や通院をしていれば、がんの診断確定の有無を問わず、お受け取りいただけます。



### ■ 次のケースはお受け取りいただけません。

前回のお支払事由該当日からその日を含めて1年以内に、新たにお支払事由に該当したときは、お受け取りいただけません。



## Q8 なぜ、まとまった一時金(がん診断一時金)があると良いのですか？

**A** がんの治療には、「入院」や「手術」だけではなく様々な方法があります。3大治療と言われる「手術療法」「化学療法」「放射線療法」の他にも、「免疫療法」など医療の進歩とともに治療方法も多様化しています。実際には、病状によって治療法を組み合わせる診療が行われますが、健康保険が適用される治療の他に、先進医療(陽子線や重粒子線)や、未承認薬の使用など、治療の選択肢が広がったことで治療費も高額になることがあります。  
**まとまった一時金があれば、選択肢が広がり高額となる治療費としても柔軟にご活用いただけます。**  
※重粒子線治療や陽子線治療は、適応症によって公的医療保険制度の対象となるものがあります。

## Q9 がん診断確定され、入院・手術をしない場合でも、「がん診断一時金」「がん保険料払込免除」の対象となりますか？

**A** がん診断確定された場合は、**入院・手術の有無を問わず**対象となります。

## Q10 すべてのがんが「がん治療サポート給付金」「がん診断一時金」「がん先進医療・患者申出療養給付金」「がん先進医療・患者申出療養見舞金」「がん差額ベッド給付金」「がん保険料払込免除」の対象となりますか？

**A** **上皮内がんを含むすべてのがん**が対象となります。



●保険期間：終身 ●保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

がん保険料払込免除特則 適用

Table with columns for age, payment type (1-type, 2-type), and cancer diagnosis time. It lists monthly premiums for various ages from 0 to 80.

※特約保険料との合計保険料が1,100円未満となる場合はお申し込みいただけません。

【2022年5月2日現在】(単位：円)

●保険期間：終身 ●保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

がん保険料払込免除特則 非適用

Table with columns for age, payment type (1-type, 2-type), and cancer diagnosis time. It lists monthly premiums for various ages from 0 to 80, where the cancer diagnosis time exemption does not apply.

※特約保険料との合計保険料が1,100円未満となる場合はお申し込みいただけません。

【2022年5月2日現在】(単位：円)

仕組み・保障内容・プラン例

基本保障の詳細

選べる保障の詳細

知っておきたいQ&A

保険料表

ご留意いただきたい事項

●保険期間：終身 ●保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

がん保険料払込免除特則 適用

Table with columns for age, payment type (1-type, 2-type), and cancer diagnosis time. It lists monthly premiums for various ages from 0 to 80.

\*特約保険料との合計保険料が1,100円未満となる場合はお申し込みいただけません。

【2022年5月2日現在】(単位：円)

●保険期間：終身 ●保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

がん保険料払込免除特則 非適用

Table with columns for age, payment type (1-type, 2-type), and cancer diagnosis time. It lists monthly premiums for various ages from 0 to 80, where the cancer diagnosis time exemption does not apply.

\*特約保険料との合計保険料が1,100円未満となる場合はお申し込みいただけません。

【2022年5月2日現在】(単位：円)

仕組み・保障内容・プラン例

基本保障の詳細

選べる保障の詳細

知っておきたいQ&A

保険料表

ご留意いただきたい事項

# ご留意いただきたい事項

## お取り扱い(募集代理店によって異なります)

	がん治療サポート保険 (無解約返戻金型)(2022)	がん診断一時金特約	がん差額ベッド特約
取扱金額*	支払限度額は、以下のいずれかを選択いただけます。 10万円・20万円・30万円	0歳～59歳：20万円～500万円 60歳～80歳：20万円～300万円	1日当たりの限度額は、以下のいずれかを選択いただけます。 1万円・3万円
契約年齢	0歳～80歳		
保険期間	終身		
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)／終身払／10年払込満了(保険契約者が法人に限りません)		
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払・年払)		
最低保険料	月払：1,100円、年払：11,000円		

※他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

## 保障内容

### がん治療サポート保険(無解約返戻金型)(2022)

	支払事由	支払金額
1型	【がん治療サポート給付金】 がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ①抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療 ②放射線治療 ③自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療	①②について がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月の療養にかかる「診療報酬点数 × 3円」の金額 ③について がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに「1か月間の支払限度額 × 2」の金額
	【がん治療見舞金】 がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けたとき	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5%相当額
2型	【がん治療サポート給付金】 (1)以下のいずれかに該当したとき ①がんの治療を目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき ア. 抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療 イ. 放射線治療 ウ. 手術 エ. 入院 ②がんのがん性疼痛緩和を目的として、以下のいずれかのがん緩和ケアを受けたとき ア. 疼痛緩和薬の薬剤料または処方せん料が算定される1日以上入院または通院 イ. 「緩和ケア病棟入院料」「緩和ケア診療加算」または「有床診療所緩和ケア診療加算」が算定される1日以上入院 (2)がんの治療を目的として、自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたとき	(1)がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日またはがん治療サポート給付金が支払われるがん緩和ケアを受けた日の属する月ごとに、次の金額の合計額 ①がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月の療養にかかる「診療報酬点数 × 3円」の金額 ②がん治療サポート給付金が支払われるがん緩和ケアを受けた日の属する月の療養にかかる「診療報酬点数 × 3円」の金額 (2)がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに「1か月間の支払限度額 × 2」の金額
	【がん治療見舞金】 がん治療サポート給付金が支払われる治療またはがん緩和ケアを受けたとき	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5%相当額

- がん治療サポート給付金の1か月間のお支払いは、支払限度額(10万円・20万円・30万円)を上限とし、通算して4,000万円までを限度とします。なお、自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)によるがん治療サポート給付金のお支払いは、通算して24回を限度とします。
- がん治療サポート給付金の支払対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与または処方を行います。
- がん治療サポート給付金の支払対象となる自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養による療養として使用された医薬品または欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品をいいます。
- がん治療サポート給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- がん治療サポート給付金の支払事由に該当する手術が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術のときは、最初の手術日のみを支払対象となる手術日とします。
- がん治療見舞金のお支払いは、がん治療サポート給付金が支払われる治療またはがん緩和ケアを受けた日の属する月ごとに1回となります。

### がん保険料払込免除特則

「がん保険料払込免除特則」を適用することで、がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みが免除となります。

### がん診断一時金特約

	支払事由	支払金額	支払限度
がん診断一時金	がんと診断確定されたとき	がん診断一時金額	無制限 (1年に1回を限度)

- 同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

### 〈がん診断一時金の2回目以降のお支払いについて〉

- 第2回目以降のがん診断一時金のお支払いは、がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がん診断一時金の支払事由に該当したとき、がん診断一時金をお支払いします。
- がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」にがんの治療を直接の目的\*とする継続入院中のときは、その応当日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的\*とする入院を開始したときは、「入院を開始した日」にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的\*とする通院をしたときは、その応当日以後、最初に「通院をした日」にがんと診断確定されたものとして取り扱います。

\*がんの再発予防のための治療(例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法による治療)と判断される治療は該当しません。

### がん先進医療・患者申出療養特約

	支払事由	支払金額	支払限度
がん先進医療・患者申出療養給付金	がんにより、所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき	がんによる先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用と同額	通算：2,000万円
がん先進医療・患者申出療養見舞金		がん先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	通算：200万円

- 支払対象となる先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術のことをいい、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関が限定されています。
- 支払対象となる患者申出療養は、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
- 厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養は、随時見直しされます。
- 歯科のみで実施することが定められている先進医療・患者申出療養は支払対象外となります。
- 1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用と同額(被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額)をお支払いします。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるなないろ生命の特約に重複して加入することはできません。

# ご留意いただきたい事項

## がん差額ベッド特約

	支払事由	支払金額	支払限度
がん差額ベッド 給付金	がんにより、差額ベッド代が発生する入院をしたとき	入院1日につき 次のいずれか小さい金額 ①差額ベッド代と同額 ②入院1日当たりの限度額	1日当たりの限度額 1万円または3万円 (日数無制限)

- がん差額ベッド給付金は、負担する一般室との差額(差額ベッド代)をお支払いします。
- 差額ベッド代とは、公的医療保険制度に基づく選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別の療養環境の提供にあたる病室(個室等)に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

## その他

- ご契約後の給付金額等の増額、特約の中途付加、がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の変更、がん差額ベッド特約の1日当たりの限度額の変更、がん保険料払込免除特約の取消・適用は取り扱いしません。

## 保険期間開始期について

責任開始に関する特約を付加した場合	お申し込み・告知(診査)が完了したとき
上記以外の場合	お申し込み・告知(診査)・第1回保険料相当額のお払込みが完了したとき



「がん治療サポート保険(無解約返戻金型)(2022)」「がん保険料払込免除特約」「がん診断一時金特約」「がん先進医療・患者申出療養特約」「がん差額ベッド特約」の**がんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。がんを原因とする保障の責任開始期より前にかんがんと診断確定されていた場合には、「がん治療サポート保険(無解約返戻金型)(2022)」(付加特約を含みます)は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除とはなりません。**

## 解約返戻金・死亡給付金について

主契約	解約返戻金・死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額と同額の解約返戻金・死亡給付金があります。
特約	解約返戻金・死亡給付金はありません。

## 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

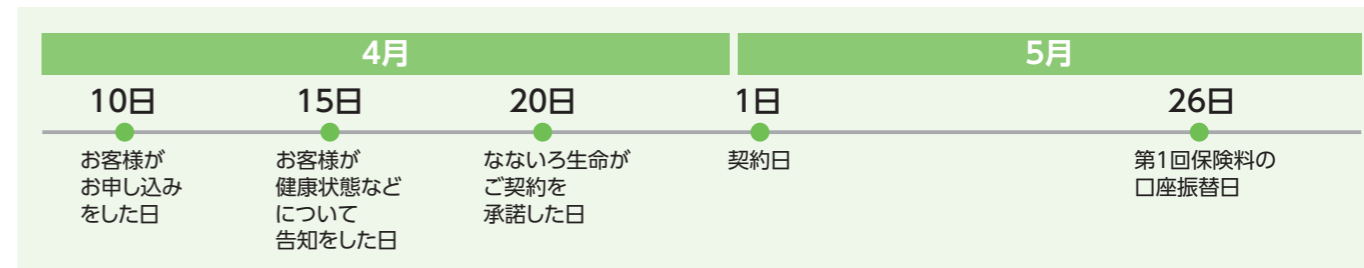
- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法によりなないろ生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。保険料の口座振替日は、以下のとおりです。

口座振替扱	毎月26日(金融機関休業日のときは翌営業日)
クレジットカード扱	各クレジットカード会社が定める日(クレジットカード会社から送付の明細書でご確認ください)

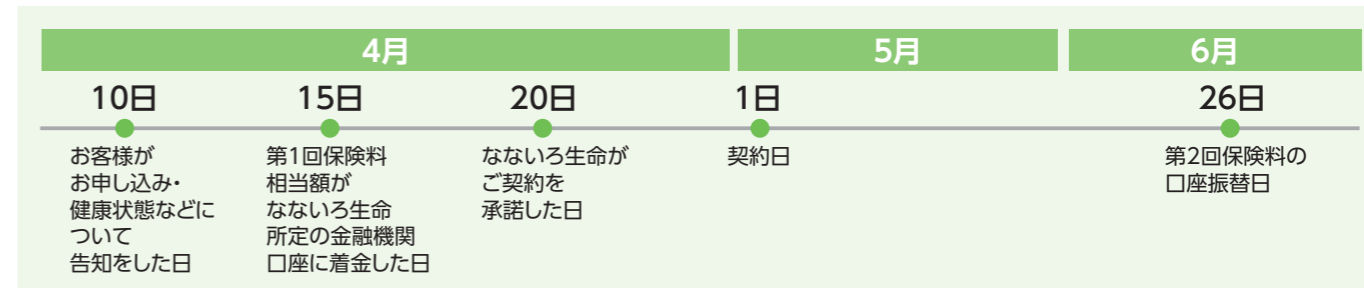
- お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

## 保険料のお払込みについて(月払口座振替扱の例)

### 「責任開始に関する特約」を付加した場合



### 上記以外の場合



※ 保険料口座振替日は、毎月26日(金融機関休業日のときは翌営業日)となります。  
 ※ 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、翌月の保険料とともに振り替えます。

## なないろ健康相談ダイヤル(ご利用は無料です)



### 24時間電話健康相談サービス

サービス対象 被保険者様とその同居のご家族様

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、24時間・年中無休体制で電話によるご相談に応じています。医療機関情報、夜間・休日の医療機関情報、専門医療情報など、豊富なデータベースをもとに、独自の情報サービスをご提供いたします。

■ご相談いただける内容：健康、医療、介護、育児、メンタルヘルス



### セカンドオピニオンサービス

サービス対象 被保険者様

がんなどの重い病気と診断されたとき、各診療科領域における学会等で要職を経験した医師から、現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法などについて意見をもらうことができます。

■サービスの流れ(面談の場合)

専用ダイヤルへ電話

経験豊かなヘルスカウンセラーがセカンドオピニオンを手配します。

総合相談医によるセカンドオピニオン

総合相談医から二つ目の意見を聞くことができます。

優秀専門臨床医の紹介

より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合には、優秀専門臨床医が紹介されます。

- 上記サービスはなないろ生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーパック株式会社が提供します。本サービスは2022年5月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- ご利用の諸条件や地域・内容により、ご要望に添えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。
- 総合相談医によるセカンドオピニオン・優秀専門臨床医の診療は、ティーパック株式会社のサービス外となります。

## ご検討にあたって

■お申し込みにあたっては、「契約概要／注意喚起情報」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり-約款」は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので一読いただき、内容を十分にご確認ください。なないろ生命のホームページ(<https://www.nanairolife.co.jp/yakkan/>)に「ご契約のしおり-約款」を掲載しております。また、特に重要な事項については、「契約概要／注意喚起情報」・「お申込内容控」をあわせてご確認ください。

■生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様となないろ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してなないろ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

■金融機関を募集代理店としてご加入いただく際には、次の点にご留意ください。

- 本商品の引受保険会社は、なないろ生命保険株式会社です。ご契約の主体は、お客様となないろ生命保険株式会社になり、保険契約の引受や給付金等のお支払いは、なないろ生命保険株式会社が行います。募集代理店は、引受保険会社であるなないろ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。
- 本商品は、なないろ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる場合があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客様のお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

なないろ生命 お客様サービスセンター ☎ 0120-08-7716 (通話料無料)

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00(ただし、祝日、年末年始を除く)

募集代理店

引受保険会社

## なないろ生命保険株式会社

本社 / 〒160-8516 東京都新宿区四谷1-6-1

ホームページアドレス / <https://www.nanairolife.co.jp/>

☎ 0120-08-7716 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用ダイヤル〉

コミュニケーターに直接つながり、ゆっくり丁寧に対応します。

☎ 0120-38-7716 (通話料無料)

【受付時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00  
(ただし、祝日、年末年始を除く)